

**鳥取県告示第687号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取市 鳥取市長 竹内 功	鳥取市尚徳町 116	鳥取市立病院	鳥取市市場一丁目1	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成20年4月 1日